

ぼしの高志の道政通信

この通信は、郵送・全戸・街頭配布をおこなっています。星野高志事務所/札幌市東区北24条東8丁目/電話750-5277

政府の思惑、「首切り自由」社会

季節労働者減少の真実

経済委員会でも明らかに

安倍政権はアベノミクスの目玉として、解雇を自由に出来る制度を検討してきました。さすがに各方面の反対にあい、取り下げましたが、「首切り自由」社会をねらっていることは間違いありません。

雇用問題は、最も不安定な条件で働く人達に目を向けることが大切です。道内には、約8万人の季節労働者がいます。彼らの雇用保険は、冬を前に離職した時点で、日給30日分が、一時金として支払われる仕組みです。受給条件は正社員として働いた月が、6ヶ月以上あること。ところが最近、ゼネコンが季節労働者を非正規化するケースが見られます。

受給資格を喪失

正社員でなくなった彼らは、一時金の受給資格を失います。統計的に季節労働者の数とは、失業一時金の受



全機停止中の泊原発

泊訴訟、判決から15年 子どもに残すもの

戸惑った裁判所

1988年、星野道議は仲間と共に泊原発の建設差し止め訴訟を起こし

ました。1999年に敗訴判決が出てから、今年で15年になります。他の原発訴訟同様、請求は棄却されましたが、判決文の最後に、「原子力発電は中止しようという選択肢もあってよい。子どもに何を残すのか。英知を集めて賢明な選択

をしなければならぬ」という異例の表現が加えられ、世間の注目を集めました。また、「原発は困ったものだ」という裁判所の戸惑いを感じる」という名城大学の植田教授評が毎日新聞に掲載されました。さらに判決では、「原

道は、国と協議を

道は「季節労働者は減少傾向」としています。道議は、「数字上の話で、その分、季節労働者にもカウントされず、一時金



冬に仕事を失う季節労働者

を受給出来ない人が増えているのは問題。実態を踏まえ、保険制度の在り

方を国と協議すべき」と経済委員会で質しました。担当課長は、「早急に国に実態を伝える」と答弁しました。

発は事故を起こせば大量の放射性物質を放出する」との認識も示されましたが、「原告は事故の可能性を具体的に立証していない」と、差し止め請求は退けられたのです。あれから15年。悲しいことに、事故の可能性は、福島で具体的に「立証」されてしまいました。当時の裁判を振り返りながら星野道議は「議会議論や世論喚起、新エネ導入促進など、あらゆることを通じて原発依存から脱却したい」と話しています。

近況

こんにちは星野高志です。

皆様、新しい年をそれぞれの決意を持って迎えられることと思います。

私はと言えば、「脱原発は星野さんのライフワークなんだからしっかりとよ」という励ましのお便りを年末に戴きました。ご期待に応えるよう頑張るぞと決意を固めました。

さて、新社会人誕生の季節となりました。しかし残念なことに大学や高校の卒業を予定しているのに就職が決まっていない若者が少なくありません。

ものづくり産業の育成や、道内に誘致した本州企業への部品納入率向上などを通じ、雇用創出にもしっかりと取り組み、若者が希望を持てる北海道を目指し全力を挙げます。

変わらぬご指導をお願い申し上げます。

ありがとうございます。2014年1月1日

北海道議会議員 星野高志

